

令和6年度矢板市ふるさと納税デジタルマーケティング活用PR業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本市のふるさと納税寄附額をさらに向上させるにあたりマーケティング発想に基づくデジタルプロモーションを実施し、ターゲットに向けた効果的かつ的確なPRを行うことにより、ふるさと納税につながる潜在層の意識の顕在化を図るとともに、意識の顕在化した潜在層を矢板市ふるさと納税ポータルサイトへと誘導することで本市の認知拡大、そして寄附へと結びつけることにより、本市におけるふるさと納税寄附額の向上を図る。

2 業務概要

- (1) 業務委託名称 令和6年度矢板市ふるさと納税デジタルマーケティング活用PR業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度矢板市ふるさと納税デジタルマーケティング活用PR業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7（2025）年3月31日まで
- (4) 委託料限度額 1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 契約方法

優先交渉権者と本市の間で協議を行い協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に定める随意契約を矢板市財務規則等関係法令の規定に基づき委託契約を締結することとする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積書含む）をもって、そのまま契約するとは限らない。

- (7) 担当部署及び問い合わせ先

所在地：〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号（本庁舎2階）

担当部署：矢板市総合政策部総合政策課

電話：0287-43-1112

Eメール：seisaku@city.yaita.tochigi.jp

3 参加資格

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人又は法人以外の団体等で、市からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者とする。

- (1) 本市の令和6年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に「その他の役務提供（N-7 催物企画制作又はN-13 その他の役務提供）」で登録されている者であること。
- (2) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験者等を有した者を従事させることができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 選定結果の通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続

開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持又は反対する目的の団体でないこと。
- (7) 「矢板市暴力団排除条例」第 6 条に基づく措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

4 実施スケジュール

実施要領等の公表	: 令和 6 年 10 月 18 日（金）
質問書受付期間	: 令和 6 年 10 月 24 日（木）正午まで
質問書回答	: 令和 6 年 10 月 25 日（金）
参加表明書受付期間	: 令和 6 年 10 月 30 日（水）まで
参加資格結果通知	: 令和 6 年 11 月 5 日（火）
企画提案書等の提出期間	: 令和 6 年 11 月 12 日（火）まで
審査委員会（プレゼンテーション）	: 令和 6 年 11 月 18 日（月）（予定）
審査結果通知	: 令和 6 年 11 月 22 日（金）（予定）
委託契約締結	: 令和 6 年 11 月下旬（予定）

5 実施要領等の配付

(1) 入手方法

矢板市ホームページ（<https://www.city.yaita.tochigi.jp/>）からダウンロードすること

(2) 配布書類一覧

- ・プロポーザル実施要領
- ・仕様書
- ・参加表明書（様式 1）
- ・参加資格確認書（様式 2）
- ・質問書（様式 3）
- ・企画提案書表紙（様式 4）
- ・業務実施体制（様式 5）
- ・辞退届（様式 6）

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式 3）

(2) 提出方法

質問書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより 2(7)に提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けないこととする。

- (3) 提出期間 令和6年10月24日(木)正午まで
- (4) 回答方法
すべての質問に対する回答は、令和6年10月25日(金)に矢板市ホームページ(<http://www.city.yaita.tochigi.jp/>)に公開する。

7 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、関係書類を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1)、参加資格確認書(様式2)及び納税に関する証明書
※過去5か年の同種又は類似業務の契約実績を記載すること。
※納税証明書は発行から3か月以内のもの。法人税並びに消費税の完納を証明する書類又はその写し。
- (2) 提出期間 令和6年10月30日(水)まで
- (3) 提出方法
郵送又は持参とし、2(7)に提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便で送付することとし、持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日において、午前9時から午後5時までの間で受付する。
- (4) 参加資格確認結果の通知
参加資格確認終了後、令和6年11月5日(火)までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

8 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、関係書類を次の方法で提出すること。

なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはない。

- (1) 提出書類 辞退届(様式6)
- (2) 提出期間 令和6年11月12日(火)まで
- (3) 提出方法 7(3)と同様
- (4) 提出先 2(7)と同様

9 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙(様式4)
代表者印押印のうえ、企画提案書の鏡表紙として提出すること。
 - ② 会社概要(任意様式)
参加者の沿革、代表者の履歴、企業概要等について記載すること。
 - ③ 見積書(任意様式)
本業務の企画提案見積価格を記載すること。見積額は消費税を含めた額を記載し、内訳書には算出根拠を明らかにした書類を添付すること。
 - ④ 業務実施体制(様式5)
業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

⑤ 業務計画予定表（任意様式）

仕様書に基づく実施スケジュールと委託者と受託者の役割について明確に区分し提案すること。

⑥ 企画提案書（任意様式）

別紙仕様書の目的、業務内容を遂行するための提案内容を具体的に記載すること。また、仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

(2) 提出部数

提出書類①～⑥の順序で製本し、6部（正本1部、副本5部）提出すること。

(3) 提出期間 令和6年11月12日（火）まで

(4) 提出方法及び提出先 7(3)と同様

10 審査

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査の対象

審査の対象となる者は、期限までに関係書類の提出をした者とする。

(3) 審査方法

提出された関係書類により審査をする。別表1の評価項目について、合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位の第一候補者として、次点の者を第二候補者として選定する。なお、合計得点の最も高い者が複数となった場合又は最も高い者と次点の者との点が僅差であり甲乙つけがたい場合は、提出された見積金額の最も低い者を第一候補者とし、次に金額の低い者を第二候補者とする。

(4) 結果の通知

審査結果は対象者全員へ個別に電子メール及び文書で通知する。なお、評価の公平性及び透明性を確保するため、本市のホームページ上で評価結果を公表する。

11 提出書類作成上の留意点

(1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

(2) 審査委員会での説明に当たっては、参加者が作成する図又はイラストを用いることができる。なお、複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできない。

(3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とするが、その際は折込むこと。

(4) 両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。

(5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とするが、正本と副本とが識別できるよう提出すること。

(6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。

1 2 契約手続

- (1) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (2) 仕様書及び候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、矢板市財務規則に基づき契約を締結する。
- (3) 企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。
また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (4) 第一候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、その交渉が不調となったと市が判断した場合は、第一候補者との交渉を終了し、第二候補者と交渉する。

1 3 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (3) この要項に定める手続き以外の手法により、審査委員会委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (4) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (5) 契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (6) 見積書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱や識別しがたい場合
- (7) 見積書の桁間違い等、誤記と参加者から意思表示がなされた場合
- (8) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (9) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (10) 本要項に違反した場合
- (11) 前各号のほか、著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認定した場合

1 4 留意事項

- (1) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 事業の成果は、矢板市に帰属する。
- (4) 委託契約した際の委託料の支払いは原則として事業終了後の精算払いとする。
- (5) 以下の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (6) 提出された書類等は返却しない。
- (7) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (8) 提出された書類等は、矢板市情報公開条例の規定により開示する場合がある。
- (9) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) 第一候補者が正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、第一候補者の決定を取り消す

場合がある。

- (1) 第一候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、第一候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が定める。

別表1 審査項目及び評価内容（100点満点）

審査項目	評価内容	配点
業務への理解度	本業務の背景や目的を理解した提案であるか。	10
	本市の特性や状況を踏まえた提案となっているか。	10
企画提案の 優位性	広告配信の手法や広告運用計画が目標達成に向け効果的な提案となっているか。	15
	ターゲットに訴求する適切な広告配信内容の提案となっているか。	15
	広告文やクリエイティブ、ランディングページが事業目標を達成するうえで適切な内容であり、広告とランディングページに親和性がある提案となっているか。	10
	広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの分析により、事業の改善が見込まれる提案であるか。	10
企画提案の 実施可能性	目標達成に向け、ツール（Google アナリティクスやGoogle タグマネージャー等）や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	15
	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。 ※提案上限額を超えた場合は0点とする。	10
	十分な類似業務の実績があり、実施体制に業務遂行能力が認められるか。	5